広島県議会議員一般選挙に係る
投票のあんない等作成及び封入封かん等業務
入　札　説　明　書

２０２６年（令和８年）１１月２０日

福山市選挙管理委員会事務局

目　　次

第１章　業務に関する事項 1
１　主催者 1
２　担当課 1
３　調達の内容 1
４　入札参加資格 1
５　本業務に当たっての制約事項 1
６　契約及び支払 2

第２章　入札手続に関する事項 3
１　日　程 3
２　入札説明書等の交付 3
３　入札参加資格審査申請書類の提出 4
４　入札参加資格確認の結果通知 4
５　入札説明書等に関する質問 5
６　入札及び開札手続 5
７　その他 6

第１章　業務に関する事項

１　主催者

福山市

２　担当課

福山市選挙管理委員会事務局
〒７２０－８５０１　広島県福山市東桜町３番５号（福山市役所本庁舎１２階）
ＴＥＬ　（０８４）９２８－１１２１（直通）
ＦＡＸ　（０８４）９２８－３３１５
E-Mail　sen-kan@city.fukuyama.hiroshima.jp

３　調達の内容

(1) 件名

広島県議会議員一般選挙に係る投票のあんない等作成及び封入封かん等業務

(2) 概要

広島県議会議員一般選挙に係る投票のあんない送付業務における、投票のあんない等作成（データ渡しによる帳票印字を含む。）、封入封かん及び引抜き等の業務を委託するものとする。

本業務内容の詳細要件は「入札仕様書」等の別紙資料を参照すること。

・履行期間：契約締結日から２０２７年（令和９年）４月１６日まで

４　入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 本業務の公告日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(3) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(6) 地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注した投票のあんない等の作成及び機械処理による封入封かん業務であって、その作成枚数が３００，０００枚以上であるものについて、過去１０年間の間に当該業務を完了した実績がある者であること。

(7) プライバシーマーク又は、ＩＳＭＳ（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得している者であること。

５　本業務に当たっての制約事項

(1) 秘密の保持

本業務遂行中に知り得た秘密事項については、いかなる理由があっても本市の承認なしに他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

(2) 貸与資料

本業務の実施に当たり、本市が貸与する物品及び資料等については、受注者の責任において適切に管理し、取扱いに注意すること。また、契約期間終了後、速やかに返却すること。

(3) 施設への入退室

導入作業等のため、本市の施設等に出入りする場合は、本市担当者に事前に連絡し承認を得ること。また、施設等の出入りに当たっては、本市担当者の指示に従うこと。

(4) 成果物の所有権

納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受注者は、当該著作権の使用に関する費用負担を含む一切の手続を行い、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。

(5) 再委託の制限

受注者は、本契約に基づく業務を第三者に委託してはならないものとする。ただし、やむを得ず業務の一部を第三者に委託する必要がある場合、又は地域企業育成のために委託する場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所等を本市に届け出て、本市の承認を得ること。また、再委託を受けた者に対しても、委託条件を遵守させ、再委託先からさらに他の第三者に委託させてはならない。

(6) 疑義

受注者は、本業務の実施に当たり、入札説明書及び入札仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに本市と協議を行い、承認を得た上で作業を実施すること。

6　契約及び支払

(1) 契約の締結

ア　契約書へ記載のない内容については、落札者と別途協議の上で決定し、契約を締結する。

なお、本市仕様書の要件を満たさないときは、当該項目について本市が特に認めた場合を除き、落札者は本市仕様書の要件に従わなければならない。

イ　契約条項については、契約書（案）を入札参加資格を認定した者に対し交付し示す。

ウ　落札者は、本市が定める日（落札者決定から５日以内）までに契約書の締結を行うものとする。契約に応じない場合は落札の決定を取り消す。

(2) 契約保証金

免除（福山市契約規則第６条第１項第５号）

(3) 支払

ア　受注者は、業務の完了を確認するための検査に合格したときは、業務委託料の請求をすることができる。

イ　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

第２章　入札手続に関する事項

１　日　程

入札手続に関する日程は次のとおりとする。

手　　続	期　　日
１　入札参加資格審査申請受付期間	2026 年（令和 8 年）11 月 20 日（金）から 2026 年（令和 8 年）12 月 4 日（金）午後 5 時まで
２　入札参加資格の認定	2026 年（令和 8 年）12 月 9 日（水）
３　入札説明書等に関する質問受付期間	2026 年（令和 8 年）12 月 10 日（木）から 2026 年（令和 8 年）12 月 16 日（水）午後 5 時まで
４　入札説明書等に関する質問への回答	2026 年（令和 8 年）12 月 18 日（金）
５　入札辞退届の提出期限	2026 年（令和 8 年）12 月 23 日（水）午後 5 時まで
６　入札及び開札	2026 年（令和 8 年）12 月 25 日（金）午後 2 時

２　入札説明書等の交付

本入札の説明資料及び申請手続様式として、次の書類を交付する。

(1) 説明資料

ア　入札説明書（本書）

イ　入札仕様書

(2) 入札参加資格審査申請の手続様式

ア　入札参加資格審査申請書（様式１）

イ　受付票（様式２）

ウ　委任状（様式３）

代表者から支店長等に対する委任事項を証したもの。入札に関する手続等を委任する場合のみ提出のこと。

エ　使用印鑑届（様式４）

代表者印と異なる印鑑を入札及び契約時に使用する場合のみ提出すること。

※委任状（様式３）の提出があり、その使用印を使用する場合は、提出不要。

オ　担当者届（様式５）

本入札に係る担当者として１名を選任し、質疑等の窓口を一本化すること。

カ　誓約書（様式６）

キ　申立書（様式７）

市外業者で本市における課税のない者は提出すること。

ク　実績報告書（様式８）

「第１章　４（６）」で示した導入実績を記載したもの。

※　契約書の写しを提出すること。ただし、福山市発注の実績の場合は添付を省略できる。

(3) 入札及び入札に関する手続様式

ア　質問書（様式９）

イ　入札辞退届（様式１０）

ウ　委任状（入札用）（様式１１）
エ　入札書（様式１２）
※ア～エの手続様式は入札参加資格を認定した者に対し交付する。

(4) 契約について
ア　契約書（案）
※入札参加資格を認定した者に対し交付する。

3　入札参加資格審査申請書類の提出

(1) 提出先
第１章の「２　担当課」とする。

(2) 提出期限、提出方法
ア　入札参加資格審査申請書（様式１）の提出は、2026 年（令和 8 年）11 月 20 日（金）から 12 月 4 日（金）の間（ただし、市の休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時までとする。
イ　上記提出先へ原則直接持参すること。郵送により提出する場合は、配達証明付書留郵便で提出期限内に必着とする。
ウ　入札参加資格審査申請者は、提出した入札参加資格審査申請書等の差替え、変更又は取消しをすることができないものとする。

(3) 提出書類
入札参加資格審査申請に必要な書類は次に掲げる書類とする。
ア　２（２）に示す申請書類一式。委任状（様式３）、使用印鑑届（様式４）、申立書（様式７）は必要な者のみ提出すること。
イ　印鑑証明書
実印であることを証明するもの。
ウ　市税の完納証明書
本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。市外の事業者で本市における課税がない者は、申立書（様式７）を提出すること。
エ　納税証明書
国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納がないことを証明したもの。
オ　プライバシーマーク又はＩＳＭＳ（情報セキュリティマネジメントシステム）を証する書類
※入札参加資格審査申請書類提出の日に有効なものとし、契約期間終了まで認証を保持又は更新を予定していること。
カ　商業・法人登記簿謄本
※イ、ウ、エ及びカについては、入札参加資格審査申請書提出の日から３か月前の日以降に発行されたものとする。また、ウ、エ、オ及びカについては写しでも可とする。

4　入札参加資格確認の結果通知

入札参加資格確認の結果については、2026 年（令和 8 年）12 月 9 日（水）付けで書面により、「入札参加資格確認結果通知書」を申請者に送付する。

なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を記載する。

5　入札説明書等に関する質問

(1) 質問の方法

入札説明書等に関する質問は、質問書（様式９）により、電子メールで提出すること。

提出先メールアドレス：sen-kan@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 受付期間

2026 年（令和 8 年）12 月 10 日（木）から 12 月 16 日（水）午後５時までとする。

(3) 質問に対する回答

質問への回答は、2026 年（令和 8 年）12 月 18 日（金）までに、入札参加意思のある全ての者に電子メールにより送付する。

6　入札及び開札手続

(1) 入札日時及び場所

入札日時は、2026 年（令和 8 年）12 月 25 日（金）午後２時。

場所は、福山市役所本庁舎１２階　多目的室とする。

なお、入札書の提出は直接持参によるものとし、郵便、信書、ファクシミリ等による受付は行わない。

(2) 開札

入札後直ちに開札する。

(3) 入札書の作成

ア　入札書の作成

入札書は所定の様式（様式１２）を使用し、次の内容に従い記載すること。

イ　入札書の記載項目

(ｱ) 年月日

入札書の提出年月日とする。

(ｲ) 金　額

入札書に記載する金額は、本調達に伴う一切の経費を含めて見積った契約希望金額に 110 分の 100 を乗じて得た金額とすること。

(ｳ) 入札者住所、商号、代表者及び押印

a　本人の場合

申請者の所在地、商号又は名称、代表者職、名前並びに様式１と同じ印とする。

なお、使用印鑑届（様式４）の提出がある場合には、この印とすること。

b　代理人の場合

入札参加資格審査申請において代理人を選任している場合は、代理人の所在地、商号又は名称及び職、名前並びに代理人印とする。

なお、使用印鑑届（様式４）の提出がある場合には、この印とすること。

c　復代理人の場合

復代理人の場合は、入札前に委任状（様式１１）を提出し、復代理人の名前及び復代理人印とすること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札（再入札も含む。）は無効とする。

ア　参加資格のない者が入札したとき。

イ　同一の入札者が２つ以上の入札をしたとき。

ウ　入札者が他人の代理を兼ね、２者以上を代理して入札したとき。
エ　入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
オ　入札書に記名押印がなかったとき。
カ　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
キ　再度の入札をした場合においてその入札が１であるとき。
ク　上記アからキまでのほか、規則又は特に指定した事項に違反したとき。

(5) 入札の辞退

入札参加予定者が、入札を辞退するときは入札辞退届（様式１０）を、2026 年（令和 8 年）12 月 23 日（水）午後５時までに提出すること。

(6) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを延期又は中止する。この場合における損害は入札者の負担とする。

(7) 入札保証金

免除（福山市契約規則第２５条第１項第２号）

(8) 入札違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として納入すること。

7　その他

(1) 入札に当たっての注意事項

ア　本市から提供を受けた文書について、本件の入札手続以外の目的に供してはならない。また、本入札において、本市の情報システム等に関して知ることとなった内容は、第三者に洩らしてはならない。

なお、本市が貸与した文書は返却すること。

イ　本入札に要する費用は、入札者が負担する。
ウ　本入札に関し本市へ提出された資料は返却しない。

(2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限定する。

(3) 守秘義務要件

本業務に関して知り得た情報は、第三者に漏洩することを防止し、かつ秘密漏洩の可能性を事前に排除するものとする。また、関係資料の滅失又は、き損を防止し、秘密を保持するため、必要かつ十分な措置を講じるものとする。